新見市まちづくり活動助成金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、地域活動等の維持及び強化による地域全体の活性化及び地域の自立促進を図るため、地域住民が主体的に参画し、明るく住みよいまちを目指したまちづくり活動を行う団体等に対し、予算の範囲内において新見市まちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成１７年新見市規則第６３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業者）

第２条　助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、活動拠点が市内にある次の各号に掲げる団体等とする。

（１）　地区住民の多くが参画し、規約、会計及び年間事業計画を定めて地域づくり活動を行っている団体

（２）　地区の交流イベントやレクリエーションなどの各種事業を実施する行政地区等の小規模な団体又は実行委員会などの任意団体

（３）　市内全域を対象とした各種地域づくり活動を実施する団体で、本市の活性化や地域振興のために、多くの市民が参画し活動している団体

（４）　市内に本社や支店、営業所などを有する企業等（以下「企業等」という。）

（５）　中学生、高校生又は大学生の３名以上で構成する団体（以下「学生団体等」という。）

（６）　その他市長が特に認める事業者

２　前項第５号の学生団体等については、構成員のうち２名以上は次の各号のいずれかを満たす者を含めることとし、中学生、高校生又はその両者共同で構成する団体については、構成員とは別に１８歳以上の責任者（保護者や教職員など）を置くこととする。

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市外に住所を有し、市内の中学校、高等学校又は大学に通う者

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体を除く。

（１）　構成員が３親等以内の親族のみの団体等

（２）　構成員に新見市暴力団排除条例（平成２３年新見市条例第３２号）第２条第３号に規定する暴力団員等が含まれる団体等

（３）　代表者が新見市長、新見市議会議員、岡山県議会議員及び国会議員の職にある団体等

（４）　政治的活動や宗教上の教義を広める活動を目的としている団体等

（５）　新見市小規模多機能自治一括交付金交付要綱（平成３１年新見市告示第４０号）第２条に規定する地域運営組織

（助成対象事業等）

第３条　助成の対象となる事業は、別表第２に掲げる助成事業コースのうち、地域課題の

解決や地域の活性化に資する事業で、次条に掲げる助成対象経費の合計額が１事業につき３万円以上のものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

（１）　国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から助成を受ける事業

（２）　宗教又は政治活動を目的とする事業

（３）　視察や親睦のみを目的とした交流会等の事業

（４）　営利を目的とする事業（新規事業コースの重点事業であって、企業等以外の者が実施するものを除く。）

（５）　公序良俗に反する事業

（６）　特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

（７）　施設等の整備、修繕等を目的とした事業

（８）　その他市長が助成の対象としないことが適当であると認める事業

（助成対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、事業の実施に直接必要なもののうち、別表第１に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成の対象としない。

（１）　団体の構成員及び事業実施主体の人員に対する人件費、旅費及び謝礼

（２）　施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営費

（３）　用地取得費及び工事請負費

（４）　備品購入費（新規事業コースの重点事業及び若者応援事業に係るものを除く。）

（５）　領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費

（６）　その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

（助成対象期間）

第５条　助成の対象となる事業の実施期間は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（助成率、助成限度額及び対象要件等）

第６条　助成率、助成限度額及び対象要件等は別表第２に定めるとおりとし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金交付申請等）

第７条　助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、規則第４条第１項に規定する交付申請書に、次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業実施計画書

（２）　収支予算書

（３）　団体等の規約（学生団体等を除く。）

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　助成金の交付申請は、複数の事業をまとめて申請することができる。

３　助成金の交付申請期間は、毎年４月１日から翌年の１月３１日までとする。ただし、新規事業コースの若者応援事業は、毎年１２月２８日までとする。

（事業の審査）

第８条　市長は、助成金を適正に交付するため、別に定める基準に基づき、申請のあった事業の審査を行い、助成金の交付の適否及び付すべき条件について決定する。

２　市長は前項による審査の際に、識見を有する者の意見を聴くことができる。

（変更等の承認申請）

第９条　助成対象事業者は、助成対象事業等について変更等の承認を受けようとする場合は、規則第１０条に定める方法によらなければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない事業計画の細部の変更については、この限りでない。

（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定に基づく実績報告については、同条第１項に規定する実績報告書に、次の関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　収支決算（精算）書

（３）　団体が支出したことが証明できる書類（領収書等）

（４）　事業の実施状況が確認できる書類、写真、資料、新聞記事等

（５）　その他市長が必要と認める書類

（助成金の概算払）

第１１条　規則第１６条第１項の規定に基づく助成金の概算払については、事業の実施に際し、特に必要があると認められる場合に限り、規則第７条の規定により通知した額（以下「交付決定額」という。）の７割を上限として交付を認めるものとする。ただし、新規事業コースの若者応援事業については、交付決定額の全額の交付を認めるものとする。

２　前項の場合において、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助言及び指導）

第１２条　市長は、第１条に規定する目的達成のために必要となる事業の推進にあたり、必要な助言、指導を行うものとする。

（その他）

第１３条　この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、別表第２に掲げる一般事業コース、新規事業コースのチャレンジ事業及び若者応援事業に関する規定は、令和９年４月１日から施行する。

（関連要綱の廃止）

２　新見市地域づくり推進事業補助金交付要綱（令和２年新見市告示第３４号）は令和９年５月３１日をもって廃止する。

別表第１（第４条関係）

費目	経費内訳
報償費	有識者・アドバイザー等への謝礼等 賞品・参加賞品代
旅費	有識者・アドバイザー等への旅費
需用費	消耗品費 印刷製本費 燃料費 事業の実施に直接必要となる食料費
役務費	通信運搬費 広告費 各種手数料 ボランティア保険料
委託料	事業に直接必要で専門的な技術を必要とする作業等の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、施設借上料 機械器具等賃借料 自動車借上料（特殊車両等） 各種リース料
原材料費	事業の実施に直接必要となる資材等購入費
備品購入費	事業の実施に直接必要となる備品購入費（新規事業コースの重点事業及び若者応援事業に係るものに限る。）
その他経費	上記以外で市長が認める経費

別表第２（第３条、第６条関係）

助成事業コース	項目	内容
一般事業コース	助成率	３分の２以内
	助成限度額	２０万円
	対象要件等	申請日が属する年度の前３年度以内に新見市地域づくり推進事業補助金又は新見市まちづくり活動助成金の交付を受けて実施した事業を対象とする。
新規事業コース	チャレンジ事業	
	助成率	３分の２以内
	助成限度額	３０万円
	対象要件等	申請日が属する年度の前３年度以内に新見市地域づくり推進事業補助金又は新見市まちづくり活動助成金の交付を受けて実施していない事業を対象とする。
	重点事業	
	助成率	１０分の１０
	助成限度額	５０万円
	対象要件等	事業効果が市全域に及ぶ事業で、３年間の事業計画を基に取り組み、助成年度終了後も継続して取り組む事業を対象とする。事業の申請には、３年間の事業計画等を提出しなければならない。
	若者応援事業	
	助成率	１０分の１０
	助成限度額	５０万円
	対象要件等	学生団体等が取り組む事業を対象とする。